

【平成 28 年度から適用される個人住民税の主な改正点】

『ふるさと納税の特例控除限度額の引上げ』

都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）における特例控除額の上限が、所得割額の 10% から 20%に引き上げられました。

	適用課税年度	特例控除額の上限
改正前	平成 27 年度以前（平成 26 年 12 月 31 日以前に寄附した場合）	所得割額の 10%
改正後	平成 28 年度以降（平成 27 年 1 月 1 日以降に寄附した場合）	所得割額の 20%

『ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設』

確定申告が不要な給与所得者などがふるさと納税をした場合、所得税の確定申告を行わなくても、所得税・個人住民税の寄附金控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

この制度は、平成 27 年度 4 月 1 日以降にふるさと納税を行った人が対象で、次の要件を全て満たす場合に適用となります。

【要件】

- ①ふるさと納税先の自治体数が 5 自治体以内である。
- ②確定申告や個人住民税申告をしない。

※確定申告に代わる申請書を寄附先自治体へそれぞれ郵送する必要があります。

詳しくは、総務省ホームページ『ふるさと納税 ポータルサイト』をご覧ください。

『住宅借入金特別税額控除（住宅ローン控除）の延長』

個人住民税における住宅ローン控除の適用期限について、下記のとおり延長されました。

改正前	平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までに居住したもの
改正後	平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までに居住したもの

【問合せ】

市民税課 TEL 33-4107 (直通)